

経営革新計画の承認を 受けられた方への支援策



令和 7 年 4 月発行

大阪府商工労働部中小企業支援室

経営支援課経営革新グループ

中小企業等経営強化法 に基づく経営革新計画承認 企業様への支援策に関して

申請されました経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置の利用申請ができます。

但し、計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。別途、支援機関（利用を希望する支援策の申請先）の審査が必要となります。

計画実施段階において問題が生じた場合、大阪府担当部局もしくは最寄りの商工会、商工会議所等にご相談ください。

また、中小企業等経営強化法による経営革新計画承認企業だけを対象とする支援策ではありませんが、一般の中小企業施策で新事業や経営革新事業を行うにあたり効果的なものについても併せて説明しております。

積極的にご活用ください。

※令和7年4月1日現在の情報を掲載しています。

掲載されている情報は、更新されている場合もありますので、ご注意ください。
最新の情報は各支援機関にお問い合わせください。

支援策の目次

- 運転資金、設備投資を希望する方は・・・
 - ・ 「中小企業信用保険法の特例」 P. 4
 - ・ 「日本政策金融公庫による融資制度」 P. 5
 - ・ 「日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度」 P. 7
 - ・ 「商工組合中央金庫(商工中金)の融資制度」 P. 9

- 販路開拓に関する支援を希望する方は・・・
 - ・ 「ハンズオン支援事業（テストマーケティング）」 P. 10
 - ・ 「中小企業新商品購入制度」 P. 11
 - ・ 大阪府経営革新計画
「承認企業」「達成企業」シンボルマーク P. 13

- キャッシュフローの改善、充実を図りたい方は・・・
 - ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」 P.14
 - ・ 「起業支援ファンドからの投資」 P.15

- 経営革新計画の承認とは無関係に受けられる、経営革新に有益な施策は・・・
 - ・ 「中小企業ビジネス支援サイトJ-Net21」 P.17
 - ・ 「設備貸与（割賦・リース）制度」 P.18
 - ・ 「大阪トップランナー育成事業」 P.19

中小企業信用保険法の特例 (信用保証の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた特定事業者

支援内容：

有担保保証、無担保保証の別枠設定

「経営革新計画」の承認に対する資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

保証限度額	通常		別枠
有担保保証	2億円以内 (組合等は4億円以内)	+	2億円以内 (組合等は4億円以内)
無担保保証 (うち特別小口保証)	8,000万円以内 (うち2,000万円以内)		8,000万円以内 (うち2,000万円以内)

※なお、「特別小口保証」においては、小規模事業者（従業員数20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下））のみが対象となります。

※他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

問い合わせ先

大阪信用保証協会 TEL: 06-6131-7321(本店)

日本政策金融公庫による 融資制度-① ＜国民生活事業＞

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方

支援内容：新事業活動促進資金

(1) 資金の使いみち

「経営革新計画」の承認（変更承認を含む）を受けた方が、当該事業を行うために必要とする設備資金および運転資金

(2) 融資限度額

7,200万円（うち運転資金 4,800万円）

(3) 利率（年）

特別利率 B（土地取得資金は基準利率）

※用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

(4) ご返済期間

設備資金 20年以内

<うち据置期間 2年以内>

運転資金 7年以内

<うち据置期間 2年以内>

※大阪府と日本政策金融公庫国民生活事業との業務連携(平成 18 年 12 月覚書締結)について

経営革新計画承認申請段階で、日本政策金融公庫国民生活事業への情報提供に関する同意をいただいた場合、日本政策金融公庫国民生活事業へ経営革新計画承認申請を連絡し、資金調達の円滑化を図ります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

国民生活事業大阪創業支援センター(大阪支店内) TEL： 06-6315-0306

日本政策金融公庫による 融資制度-② 〈中小企業事業〉

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方

支援内容：新事業活動促進資金

- (1) 資金の使いみち
承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金
- (2) 融資限度額
直接貸付14.4億円
- (3) 利率（年）
5.4億円まで（土地に係る資金を除く）特別利率②
5.4億円を超えたものは、基準利率
※信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
- (4) ご返済期間
設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
- (5) 保証人
直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル（※）

TEL:0120-154-505

（※）最寄りの支店のご案内やお申込み手続きについてご相談いただけます。

日本政策金融公庫

スタンバイ・クレジット制度

スタンバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です（以下スタンバイ・クレジットを「信用状」といいます）。

お客さま（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が海外に拠点をもつ金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本公庫が提携する当該金融機関に対して信用状を発行いたします。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援いたします。

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 他

支援内容：

（１）信用状の発行条件

- 補償限度額：1 法人あたり 4 億 5 千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります）
- 補償条件：提携金融機関からの請求による支払い
- 信用状有効期限：1 年以上 6 年以内
- 適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）または
| SP98（Institute of International Banking Law & Practice, Inc.（国際銀行法銀行業務協会）が主体となって作成した国際スタンバイ規則）に準拠

（２）信用状制度の利用条件

- 補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。
- 補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い
- 保証人：一定の要件に該当する場合には、経営代表者の方の個人保証が必要となります。
- 償還債務の金額：日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額

(3) 海外でのお借入れ条件

融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

- 融資金額および通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
- 資金使途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
- 融資期間：1年以上5年以内

(4) 提携金融機関（本店所在地の英語名のアルファベット順）

平安銀行（中国）、インドステイト銀行（インド）、バンクネガラインドネシア（インドネシア）、山口銀行（日本）【対象地域：中国】、名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】、横浜銀行（日本）【対象地域：中国】、KB国民銀行（韓国）、CIMB銀行（マレーシア）、バノルテ銀行（メキシコ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、DBS銀行（シンガポール）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、合作金庫銀行（台湾）、バンコック銀行（タイ）、ベトナム・バンク（ベトナム）、HDバンク（ベトナム）
（令和6年11月27日現在）

問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル（※）

TEL:0120-154-505

（※）最寄りの支店のご案内やお申込み手続きについてご相談いただけます。

商工組合中央金庫(商工中金) の融資制度

この融資は、中小企業等経営強化法に定められた支援策ではありません。
経営革新計画に取り組む中小企業等が活用できる金融機関として、参考までに載せているもの
です。

対象者：経営革新計画の承認を受けた特定事業者

支援内容：

- (1) 貸付利率：所定の利率
所定の利率は担保条件、財務条件等によって決定。
- (2) 貸付限度額：制限はありません。
- (3) 貸付期間
設備資金：原則15年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：原則10年以内（うち据置期間2年以内）

問い合わせ先（商工中金の各支店・営業所へ）

大阪支店	TEL:06-6532-0309
堺支店	TEL:072-232-9441
船場支店	TEL:06-6261-8431
箕面船場営業所	TEL:072-729-9181
東大阪支店	TEL:06-6746-1221

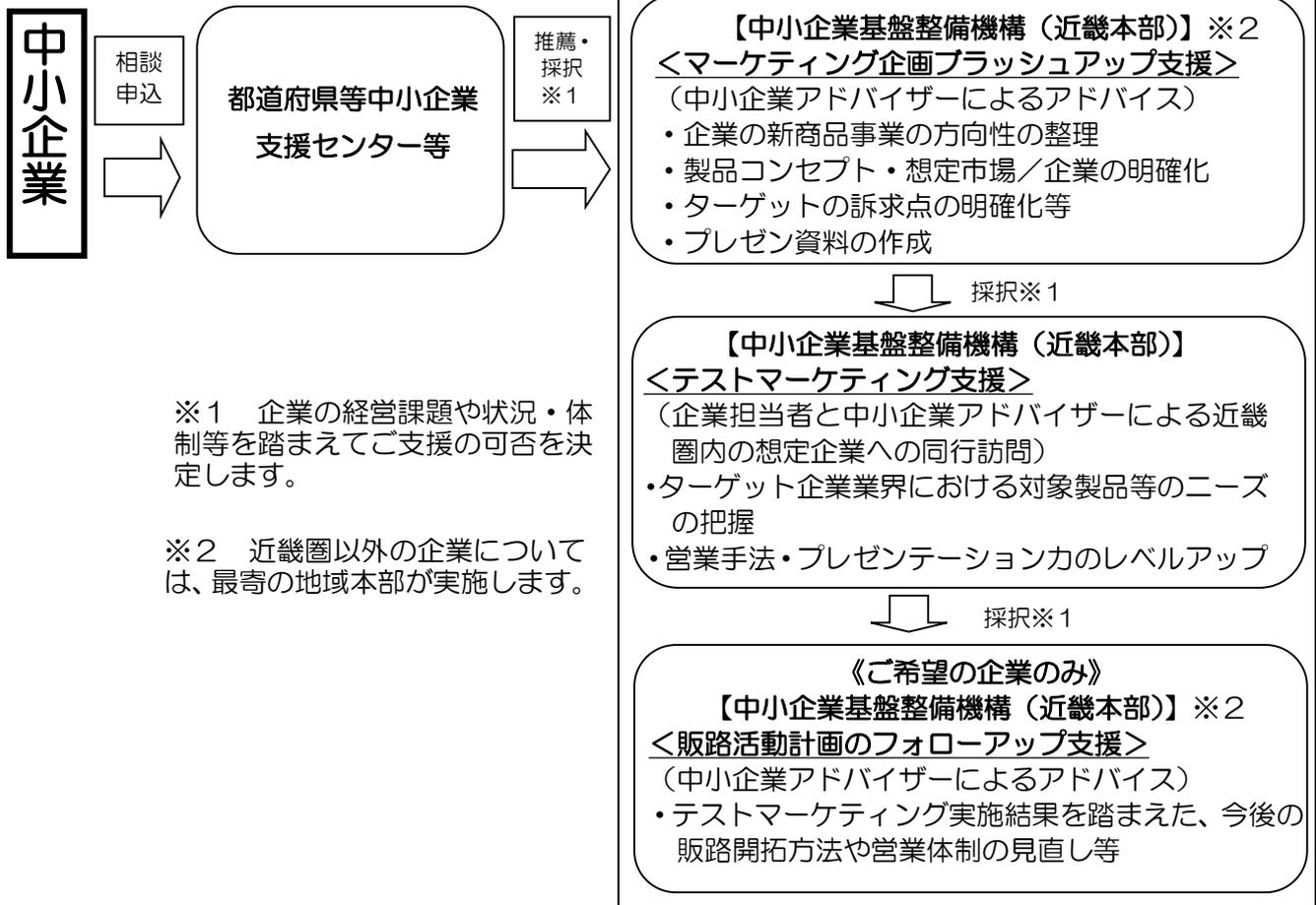
(※) 最寄りの本店・支店までお問い合わせください。

ハンズオン支援事業(テストマーケティング)

対象者：優れた自社開発の商品（製品・技術・サービス）を持ち、全国に向けて市場開拓をめざす中小企業
（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた企業等）

支援内容：新分野・新市場を目指す中小企業に対し、製品コンセプト・ターゲット等の整理のアドバイス及び首都圏または近畿圏の市場におけるテストマーケティングを通じて、市場評価の把握や市場投入までの道筋を立てるなど販路開拓に向けたサポートをします。

中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に商社・メーカー等の企業OB（＝中小企業アドバイザー）を配置し、企画のブラッシュアップや同行訪問（いずれも有料）による支援を実施します。
※売り先紹介・販売代行ではありません。



問い合わせ先

中小企業基盤整備機構（近畿本部 企業支援課）

TEL:06-6264-8613

中小企業新商品購入制度

この購入制度は、中小企業等経営強化法に定められた支援策ではありません。
経営革新計画に取り組む中小企業者等が活用できる大阪府独自の制度です。

制度概要：新規性の高い優れた新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る中小企業の販路開拓を支援するため、大阪府が定める基準を満たす新商品を生産する事業者を認定し、府の機関が随意契約での購入に努める制度です。【購入を約束するものではありません。】

対象となる中小企業者：

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者又は同法第2条第5項各号のいずれかに該当すること。
- (2) 府内に主たる事務所（会社の場合は本店として登記された事務所）を有する者であること。
- (3) 府税に係る徴収金を完納している者であること。
- (4) 新商品等の生産又は提供をする者であること。（※）

※販売代理店など新商品等の生産又は提供を行わない事業者や開発・設計を行わず単に製造のみを請負う事業者は対象となりません。

対象の新商品：

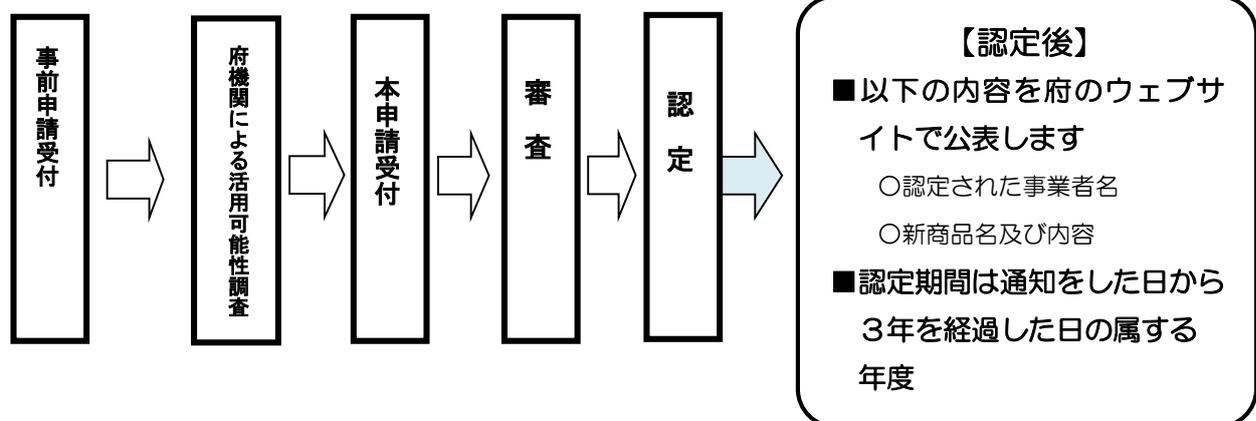
- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号又は地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条第1項各号のいずれにも適合するもの。
- (2) 経営革新計画等法律の承認を受けた計画等により生産する商品又は提供する役務で、以下①～③のいずれかに該当するもの。
- (3) 府の機関において、用途が見込まれるもの。（※1）
- (4) 事前申請の時点で販売開始後概ね5年以内で、販売実績が少ないもの。
- (5) 大阪府グリーン調達方針に適合するもの（※2）。
- (6) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの。
- (7) JIS規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (8) 既に本事業において、申請を行い通知を受けていないもの。

- ① 中小企業等経営強化法第14条の規定による知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品又は提供する役務（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに工事における工法又は技術を除く。）
- ② 大阪府、大阪市又は公益財団法人大阪産業局が実施する事業において認定等を受け、上記①に類すると認められる商品又は役務
- ③ 国、市町村等から表彰や認定等を受け、上記①に類すると認められる商品又は役務

（※1）本制度は、行政機関による新商品等の調達によって、販路開拓を支援するものですので、事前申請受付後に府の機関で申請のあった新商品等が活用可能であるかを調査します。用途が見込まれない場合は、認定対象とはなりませんので、ご了承ください。

（※2）府では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の規定に基づき、環境物品等の調達方針（大阪府グリーン調達方針）を作成し、適合した物品等を購入することとしています。本制度の新商品等についても、この方針に適合していることが求められますので、必ず、適合していることを確認してください。

認定までの流れと認定後



問い合わせ先

大阪府商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ
TEL:06-6210-9494

大阪府経営革新計画 「承認企業」「達成企業」シンボルマーク

こちらは中小企業等経営強化法に定められた支援策ではありません。

経営革新計画に取り組む大阪府の中小企業が活用できる大阪府独自の制度です。

大阪府が、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を承認した企業（大阪府経営革新計画承認企業）、承認された経営革新計画を実行し目標を達成した企業（大阪府経営革新計画達成企業）は、自社の取り組みなどをPRする際にシンボルマークを活用していただけます。



（いずれもサンプル画像）

◎シンボルマークの使用について

1. 対象者：

承認企業シンボルマーク＝計画期間中の経営革新計画承認企業（計画期間が終了した企業は使用できません。）

達成企業シンボルマーク＝当該年度の中小企業経営強化法第70条第2項にもとづく「経営革新計画終了企業調査」の対象となる企業のうち、計画期間終了時において、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づく経営指標の目標伸び率（※）を達成した企業

（※）申請した時期によって経営指標の伸び率が変わりますのでご注意ください

2. 使用料：無料

上記のほか、シンボルマーク活用には使用の条件があります。活用を希望される方は、各「シンボルマーク使用届出書」を大阪府に提出していただきますが、詳細はホームページで確認願います。

問い合わせ先

大阪府商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ

TEL:06-6210-9494

中小企業投資育成株式会社法の特例

(投資の特例)

- 対象者：(1) 経営革新計画の承認を受けた特定事業者のうち、資本金が3億円を超える株式会社
- (2) 経営革新計画の承認を受けた特定事業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

中小企業投資育成株式会社法（以下、法という。）第5条より、原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長を図ることができます。

法の特例制度により、中小企業等経営強化法に基づき経営革新計画の承認を受けた資本金の額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社の投資事業の対象となります。

また、本特例制度により中小企業投資育成株式会社から投資を受けた株式会社は、中小企業投資育成株式会社の行う追加投資事業及びコンサルテーション事業等（経営革新事業以外についても対象）の対象となります。

(1) 投資の内容

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ② 増資新株の引受け
- ③ 新株予約権の引受け
- ④ 新株予約権付社債等の引受け

(2) 育成事業（コンサルテーション事業）

投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を保有している投資先企業からの依頼に応じ、効果的育成が図られるよう、経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行います。

問い合わせ先

大阪中小企業投資育成株式会社（本社）

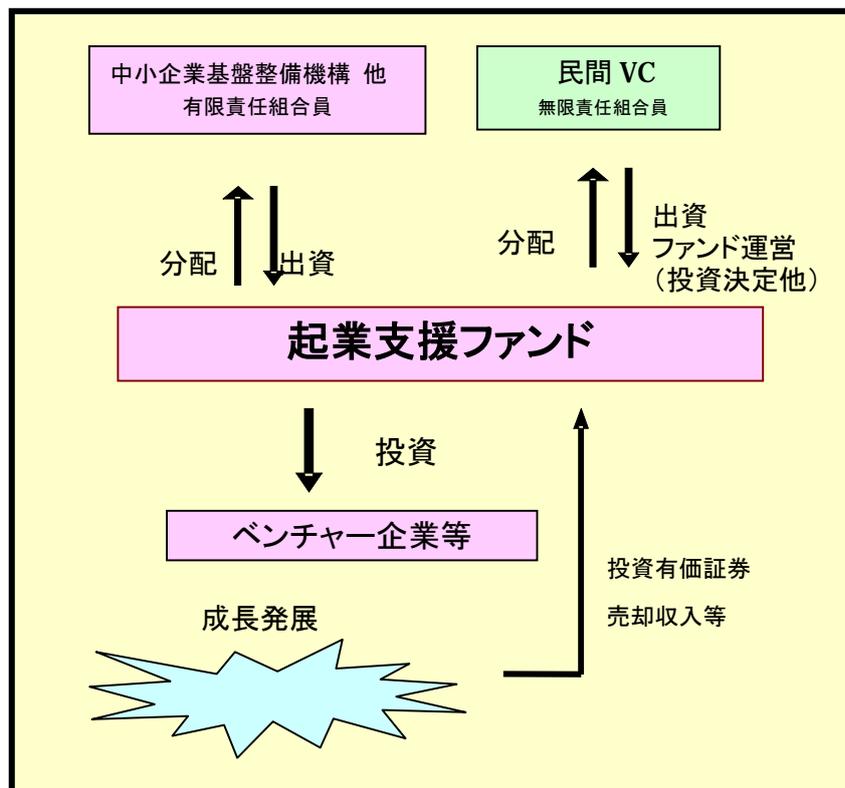
TEL：06-6459-1700

起業支援ファンドからの投資

対 象 者：経営革新計画の承認を受けた中小企業等、国内の設立5年未満の有望なベンチャー企業等

出資事業の概要：ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として、民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。

支 援 内 容：主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏みこんだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。



問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課

TEL：03-5470-1672

経営革新計画の承認とは無関係に受けられる 経営革新に有益な施策

次ページ以降に記載している支援策は、一般の特定事業者向けではあるものの、経営革新計画に取り組む中小企業にとって、活用すると有益な支援措置であるため、参考として載せているものです。

次ページ以降記載の支援策

- 中小企業ビジネス支援サイトJ-Net21
- 公益財団法人 大阪産業局の設備貸与（割賦・リース）制度
- 大阪トップランナー育成事業

中小企業ビジネス支援サイト J-Net21

中小企業施策の情報を中心に、企業事例や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。公的支援機関による中小企業向けの支援情報を簡単に探せる「支援情報ヘッドライン」では、補助金・助成金・融資といった制度別はもちろん、都道府県別でも検索可能です。また、経営革新に役立つ国・都道府県が実施するセミナーなども探すことができます。

掲載内容の例：

【支援情報】

最新の補助金情報や支援情報をお届けする「支援情報ヘッドライン」や「中小企業NEWS」をご覧ください。

【経営力向上に役立つ情報】

経営者の悩みに答える「ビジネスQ&A」や、経営者向けの教科書「経営ハンドブック」をご覧ください。

【起業・創業に役立つ情報】

スタートアップに必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」などをご覧ください。

【特集・事例】

SDGsやDXなど、様々なテーマについての企業の取り組み事例や、解説記事をご覧ください。

利用方法：下記URLにアクセスしてご利用ください。

URL：<https://j-net21.smrj.go.jp/>

問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 広報課

TEL：03-5470-1519

設備貸与（割賦・リース）制度

創業者が創業に必要な機械設備や、小規模企業者が経営革新に必要な機械設備を、メーカー、ディーラーから公益財団法人大阪産業局が購入し、長期かつ低利で割賦販売（分割払い）又はリースする制度です。

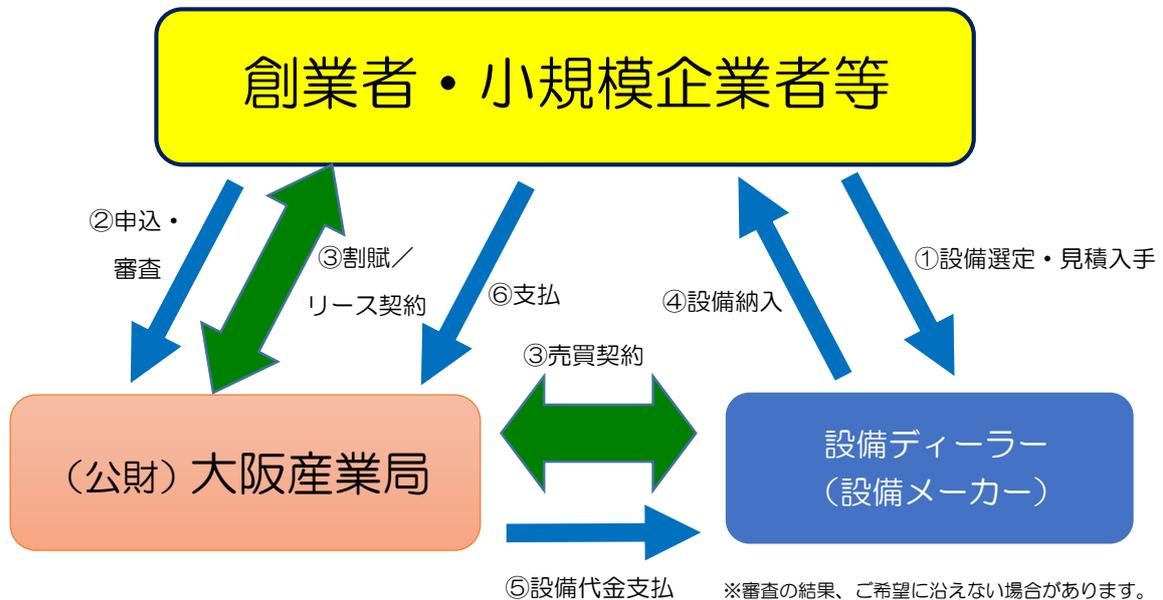
なお、大阪府独自の支援策として、承認を受けた経営革新計画に基づき機械設備を導入する際に金利が軽減（△0.2%）されます。

注）金利軽減（△0.2%）は割賦の場合の割賦損料率、リースの場合は適用された割賦損料率に対応する料率を適用。尚、返済条件緩和中の企業は優遇金利の適用除外となります。

制度の概要は以下のとおりですが、その他条件等がありますので、詳細は公益財団法人大阪産業局まで、直接お問い合わせください。

小規模企業者等設備貸与制度

- 対象企業 一定要件を満たす従業員数50人以下の企業
- 設備価格 100万円以上1億円以下（消費税含む）
※DX設備を導入する企業は50万円以上（要件有）
- 返済方法 割 賦：3年～10年（法定耐用年数以内・元本は1年据置）
リース：3年～10年（法定耐用年数で設定）
- 損料率・利率 割賦損料率（利率）：0.65～1.85%/年
リース料率：1.310～1.367%/月（例：7年リースの場合）
※損料率・利率は令和7年4月時点のものです。



問い合わせ先
公益財団法人 大阪産業局 設備支援部
TEL：06-6947-4345

大阪トップランナー育成事業

○ハンズオン支援

- ・事業を推進する際に生じた課題の解決や、戦略的な経営ノウハウ提供等を中心としたソフト面での継続的サポートを実施します。

○対象

- ・以下の【A】、【B】のいずれかに該当するものとします。
(※)法人のみ対象としています。

【A】大阪市内に本社または事業所を置く企業

【B】大阪府内(大阪市外)に本社または事業所を置く企業

※ 他にも要件がありますが、詳細はホームページでご確認ください。

○費用

大阪市内中小企業等：全額もしくは一部負担（上限あり）

その他大阪府内中小企業等：実費負担（コーディネーター人件費除く）

○個別サポート実施までの流れ



問い合わせ先

「大阪トップランナー育成事業」運営事務局

TEL：06-6271-0303

URL：<http://www.osaka-toprunner.jp/>

中小企業等経営強化法の経営革新計画に関する申請先

1. 大阪府担当窓口

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営革新グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階

TEL：06-6210-9494 FAX：06-6210-9504

E-mail：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

詳しくは下記 URL にアクセスしてください。

URL：「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画のご案内」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>



●Osaka Metro（旧市営地下鉄）中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル

●Osaka Metro（旧市営地下鉄）南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、
ATCビル直結（約 100 メートル）

2. 各地域の相談窓口

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

詳しくは下記 URL にアクセスしてください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html>